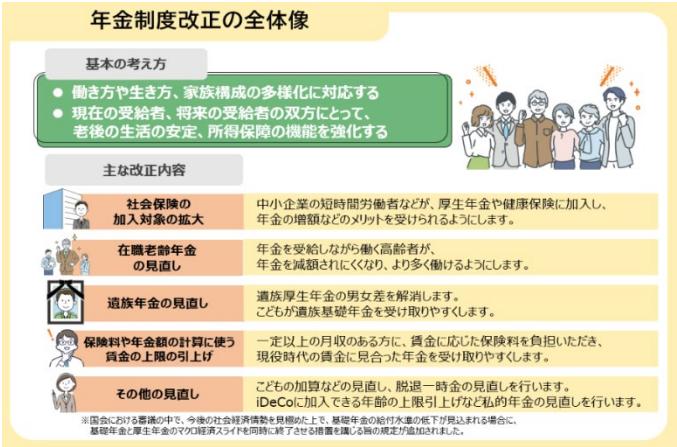


■ 年金改革法が成立するも障害年金見直しはほぼ手つかず

6 月 13 日、パートなどで働く人の厚生年金の適用拡大や、基礎年金の底上げ措置などを含む年金制度改革関連法が、参議院本会議で可決・成立しました。

主な改正内容は「社会保険の加入対象の拡大」「在職老齢年金の見直し」「遺族年金の見直し」「保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引き上げ」「その他の見直し」です。

障害年金については、限定的な見直しにとどまりました。受給要件の一つ「保険料納付要件」のうち、「初診日の前日において直近 1 年間に滞納がないこと」とする経過措置の期間が、10 年間延長されることのみが盛り込まれました。



参考： <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001510607.pdf>

▽ 附帯決議で「社会モデル」への言及も

しかし、法案の成立にあたり、衆議院・参議院の両院で採択された附帯決議では、障害等級の認定について、「医学モデルのみならず社会モデルも踏まえ、機能障害のみならず日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと」と明記されました（下図）。

これは、これまでのように診断書の数値や機能障害のみで判断するのではなく、実際の生活のしづらさや社会的困難も考慮すべきだという方針を示したものです。

▽ 長期透析者の移植後の認定改善へ期待

この附帯決議は、とりわけ長期透析を経て腎移植を受けた方々にとって、大きな意味を持ちます。

腎機能の数値が改善しても、感染症などに罹り入退院を繰り返したり、重篤化して入院期間が長期に及ぶことも少なくありません。しかし現行の認定基準では、数値が一定以上に回復すると障害年金が支給停止となることが多く、生活実態が十分に反映されていない現状があります。

今後は、「社会モデル」に基づいた障害認定へと改善されることが期待されます。就労・通学・日常生活の実情をふまえた判断がなされるよう、更なる制度の見直しが求められます。

令和 7 年 年金改革法 附帯決議

	衆議院厚生労働委員会（令和 7 年 5 月 30 日）	参議院厚生労働委員会（令和 7 年 6 月 13 日）
障害年金	五 障害年金の判定に際しては、障害年金の不支給が増したとの報道を受けて六月に公表される令和六年度における認定状況の実態把握のための調査結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること。併せて、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を踏まえ、就労継続支援 B 型事業所又は障害者雇用で働く者等について、就労していても、その状況等を考慮し、二級などの可能性がないかを検討した上で等級を判断すること。また、障害年金制度については、<u>医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと。</u> 六 障害厚生年金の支給要件について、過去に一定の厚生年金被保険者期間がある場合に被保険者資格喪失後にある初診日であっても支給を認める「長期要件」や被保険者資格喪失後の一定期間内にある初診日を認める「延長保護」などを検討し、必要な措置を講ずること。また、多様な障害種別に配慮し、当事者や関係者の実情を踏まえ、障害年金制度の見直しを進めること。	六、障害年金の判定に際しては、恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること。併せて、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を踏まえ、就労継続支援 B 型事業所又は障害者雇用で働く者等について、就労していても、その状況等を考慮し、二級などの可能性がないかを検討した上で等級を判断すること。また、障害年金制度については、<u>医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと。</u>

参考： <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001510678.pdf>